

報告第26号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和4年9月22日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月31日

一関市長 佐藤善仁

1 損害賠償の額 292,960円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として292,960円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市大東町
個人

4 事故の概要

令和4年7月22日午後4時35分頃、大東町大原字勝善地内において、市営バスの運行管理業務等を受託している事業者の運転手が市営バスで市道大原折坂線を走行中、運行経路を誤ったことから、正規の経路に戻ろうと車両を後退させた際、後方を十分確認しなかったため、後方に停車していた相手方車両のフロント部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント